



発行 新潟県

第 53 号

平成25年7月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 861 保安林の指定解除（治山課）
- 862 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 863 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 864 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 865 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 866 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 867 基本測量の実施通知（監理課）
- 868 基本測量の実施通知（監理課）
- 869 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 870 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 871 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 872 両津原黒・住吉地区公有水面埋立免許（港湾整備課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 毒物劇物取扱者試験の実施（医務薬事課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 公聴会の開催（都市政策課）

病院局公告

新潟県立がんセンター新潟病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの結果(病院局業務課)

企業局管理規程

- 3 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

正 誤

平成25年6月21日付け県報第48号告示中（農地建設課）

告 示

◎新潟県告示第861号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年7月9日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除に係る所在場所
新潟県新潟市西区五十嵐二の町9135の408
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第862号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年7月9日

新潟県柏崎地域振興局長

1 就 任

理事	柏崎市西山町浜忠292番地	三富 佳一 (理事長)
〃	〃 大字山室1229番地 1	行田 皓勇
〃	〃 大字宮平1181番地	高野 義彦
〃	〃 大字善根1691番地 1	中澤 陽一
〃	〃 大字北条132番地	加藤 保
〃	〃 大字南条1893番地	佐藤 重孝
〃	〃 大字安田3644番地	庭山 伯宗
〃	〃 大字上田尻3599番地	前澤 正平
〃	〃 大字中田1226番地	星野 勇人
〃	〃 大字藤井7515番地	阿部 辰夫
〃	〃 大字土合新田284番地 3	丸田 光榮
〃	〃 岩上21番 3号	飛田 彰一
〃	〃 大字吉井821番地 1	高野 理
〃	〃 大字曾地新田107番地	田中 正敏
〃	〃 大字新道4590番地	若井 洋一
〃	〃 大字南下2195番地甲	植木 重勝
〃	〃 大字宮之窪3295番地	戸田 和一
〃	〃 大字久米830番地	五位野 操
〃	〃 西山町五日市1148番地	渡辺 吉隆
〃	〃 西山町伊毛443番地	藤井 武
〃	刈羽郡刈羽村大字西谷1308番地	安達 正昭
〃	〃 〃 大字新屋敷712番地	堀 勝美
監事	刈羽郡刈羽村大字正明寺788番地	小黒 健市
〃	柏崎市大字野田6525番地	須田 英世
〃	〃 春日2丁目1番24号	小林 茂

就任年月日 平成25年6月27日

2 退 任

理事	柏崎市橋場町1番39号	與口 勝郎 (理事長)
〃	〃 西山町浜忠292番地	三富 佳一
〃	刈羽郡刈羽村大字西谷1308番地	安達 正昭
〃	柏崎市大字上条19番地	本多 光威
〃	〃 大字北条132番地	加藤 保
〃	〃 西山町北野1934番地	小野 孝平
〃	〃 西山町上山田464番地 1	伊比 喜久治
〃	〃 大字与板917番地	植木 重雄
〃	〃 大字畔屋2227番地第 1	赤堀 芳郎
〃	〃 大字曾地新田249番地 3	田中 敏男
〃	刈羽郡刈羽村大字新屋敷712番地	堀 勝美
〃	柏崎市大字上田尻3599番地	前澤 正平
〃	〃 大字藤井8937番地	田村 省二
〃	〃 大字吉井821番地 1	高野 理
〃	〃 大字南下2195番地甲	植木 重勝
〃	〃 大字南条1893番地	佐藤 重孝
〃	〃 大字新道4590番地	若井 洋一

// // 大字善根1691番地1 中澤 陽一
 // // 大字山室505番地甲 平野 睦
 // // 大字安田3644番地 庭山 伯宗
 // // 岩上21番3号 飛田 彰一
 監事 柏崎市大字劔1471番地 栞原 幸男
 // 刈羽郡刈羽村大字正明寺616番地 小黒 寿之
 // 柏崎市大字平井2565番地 西巻 榮一
 退任年月日 平成25年6月26日

◎新潟県告示第863号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成25年7月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	八竜下	農業用排水施設整備 （農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」）事業	新規	平成25年6月27日	第48条

◎新潟県告示第864号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成25年7月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	柄沢下	農業用排水施設整備 （農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」）事業	新規	平成25年6月27日	第48条

◎新潟県告示第865号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成25年7月10日から平成25年8月7日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月9日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
長岡市 小国町土地改良区	七日町	区画整理（農業基盤整備促進）事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	長岡市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第866号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営青野地区農用地保全施設整備（ため池等整備「老朽ため池」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成25年7月10日から平成25年8月7日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第867号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年7月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 作業種類 基本測量（基準点測量）

2 作業期間 平成25年7月22日から平成25年12月20日まで

3 作業地域 魚沼市 南魚沼市 東蒲原郡阿賀町

◎新潟県告示第868号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年7月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 作業種類 基本測量（水準測量）

2 作業期間 平成25年8月19日から平成25年12月20日まで

3 作業地域 新潟市 阿賀野市 上越市

◎新潟県告示第869号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年7月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 処分をした年月日 平成25年4月30日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社伊藤建築

伊藤 満永

3 主たる営業所の所在地

北蒲原郡聖籠町亀塚26-4

4 許可番号 新潟県知事許可（般-20）第41212号

5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年4月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年5月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小林建築
小林 正昭
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区角田浜1449
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第41284号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年5月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年5月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
アイウッド株式会社
熊谷 勝利
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区木工新町372-9
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42929号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年5月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年6月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐藤産業
佐藤 清
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市吉原519
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第17829号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年6月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年6月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
星野塗装店
星野 嘉男
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区鑑西2-31-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第22537号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

平成25年5月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年6月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

松田建具木工所

松田 修吾

3 主たる営業所の所在地

五泉市村松甲5298

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42490号

5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年6月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

高山建築

高山 明

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区紫竹卸新町1871-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第23727号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年6月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社室野建設

南雲 香

3 主たる営業所の所在地

十日町市室野769

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第9502号

5 処分の内容 建築工事業、菅工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第870号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年7月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
あけ谷川地区	上越市大字中屋敷	次の図のとおり	土石流
水上川地区	上越市大字中門前	次の図のとおり	土石流
三本杉地区	上越市大字中門前	次の図のとおり	土石流
国府沢地区	上越市大字中門前	次の図のとおり	土石流
津島谷地区	上越市大字中門前	次の図のとおり	土石流
中門前地区	上越市大字中門前	次の図のとおり	地すべり
大豆地区	上越市大字大豆	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第871号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年7月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
あけ谷川地区	上越市大字中屋敷	次の図のとおり	土石流
三本杉地区	上越市大字中門前	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第872号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は、平成25年7月9日から平成25年7月29日まで、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県佐渡港湾空港事務所並びに佐渡市役所において縦覧に供する。

平成25年7月9日

両津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 出願の年月日

平成25年5月28日

2 出願人の名称及び住所

出願人住所 新潟市中央区新光町4番地1

出願人名称 新潟県

代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1

代表者氏名 新潟県知事 泉田 裕彦

3 埋立区域

その1

(1) 位置

新潟県佐渡市原黒23番地10から同市原黒1番地2を経て同市住吉126番地2に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち8068の地点から8067の地点までを順次結ぶ平成25年春分の満潮位 (D. L. +0.20m) における公有水面との境界線、8067の地点から8135の地点までを順次直線で結んだ平成25年春分の満潮位 (D. L. +0.20m) における公有水面と陸地との境界線、及び8068の地点と8135の地点とを結ぶ平成25年春分の満潮位 (D. L. +0.20m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

8068の地点 佐渡市住吉60番地3地先基準点 (北緯38度04分19秒、東経138度27分04秒) から289度34分03秒90.139mの地点

8064の地点 8068の地点から 302度22分42秒 3.029mの地点

8063の地点 8064の地点から 302度37分05秒 20.000mの地点

8062の地点 8063の地点から 302度44分03秒 20.000mの地点

8061の地点 8062の地点から 302度31分51秒 20.000mの地点

8060の地点 8061の地点から 302度22分47秒 20.001mの地点

8071の地点 8060の地点から 302度45分20秒 7.108mの地点

72の地点 8071の地点から 213度12分47秒 2.465mの地点

73の地点 72の地点から 302度44分22秒 5.900mの地点

8074の地点 73の地点から 33度14分21秒 2.467mの地点

8059の地点 8074の地点から 302度44分59秒 6.878mの地点

8058の地点 8059の地点から 302度43分06秒 20.001mの地点

8057の地点 8058の地点から 303度02分19秒 20.000mの地点

8056の地点 8057の地点から 304度16分00秒 20.009mの地点

8055の地点 8056の地点から 304度15分43秒 20.008mの地点

8054の地点 8055の地点から 304度15分51秒 20.008mの地点

8053の地点 8054の地点から 304度16分00秒 20.009mの地点

8052の地点 8053の地点から 304度15分57秒 20.008mの地点

8051の地点 8052の地点から 303度56分14秒 20.006mの地点

8050の地点 8051の地点から 303度17分23秒 20.001mの地点

8049の地点 8050の地点から 302度38分20秒 20.000mの地点

8048の地点 8049の地点から 302度18分56秒 20.001mの地点

8047の地点 8048の地点から 302度51分44秒 19.999mの地点

8046の地点 8047の地点から 303度57分28秒 20.006mの地点

8045の地点 8046の地点から 304度10分54秒 20.008mの地点

8044の地点 8045の地点から 303度31分35秒 20.003mの地点

8043の地点 8044の地点から 302度52分15秒 20.000mの地点

8042の地点 8043の地点から 302度32分13秒 19.515mの地点

8041の地点 8042の地点から 303度31分33秒 19.344mの地点

8040の地点 8041の地点から 305度14分14秒 19.353mの地点

8039の地点 8040の地点から 306度56分55秒 19.361mの地点

8038の地点 8039の地点から 308度39分59秒 19.370mの地点

8037の地点 8038の地点から 311度33分04秒 19.370mの地点

8036の地点 8037の地点から 314度26分29秒 19.368mの地点

8035の地点	8036の地点から	314度57分44秒	19.351mの地点
8034の地点	8035の地点から	314度26分45秒	20.400mの地点
8033の地点	8034の地点から	315度23分09秒	20.586mの地点
8032の地点	8033の地点から	312度53分52秒	20.588mの地点
8031の地点	8032の地点から	315度15分31秒	20.679mの地点
8067の地点	8031の地点から	315度15分40秒	5.119mの地点
8122の地点	8067の地点から	189度44分22秒	10.132mの地点
8123の地点	8122の地点から	134度50分15秒	20.461mの地点
8124の地点	8123の地点から	134度23分53秒	20.393mの地点
8125の地点	8124の地点から	146度23分02秒	20.832mの地点
8126の地点	8125の地点から	156度48分33秒	21.694mの地点
8101の地点	8126の地点から	146度58分56秒	20.497mの地点
8102の地点	8101の地点から	139度19分59秒	20.234mの地点
8103の地点	8102の地点から	124度24分08秒	20.243mの地点
8104の地点	8103の地点から	124度25分05秒	20.123mの地点
8105の地点	8104の地点から	131度37分27秒	20.078mの地点
8106の地点	8105の地点から	125度31分55秒	20.053mの地点
8107の地点	8106の地点から	128度32分57秒	20.114mの地点
8108の地点	8107の地点から	123度37分39秒	20.067mの地点
8109の地点	8108の地点から	120度10分19秒	20.018mの地点
8110の地点	8109の地点から	116度07分15秒	20.129mの地点
8127の地点	8110の地点から	113度40分14秒	20.245mの地点
8128の地点	8127の地点から	121度36分44秒	20.003mの地点
8129の地点	8128の地点から	127度39分11秒	20.078mの地点
8111の地点	8129の地点から	129度18分18秒	20.137mの地点
8112の地点	8111の地点から	124度26分49秒	20.011mの地点
8113の地点	8112の地点から	127度35分58秒	20.076mの地点
8114の地点	8113の地点から	124度16分31秒	20.010mの地点
8115の地点	8114の地点から	112度20分43秒	20.324mの地点
8130の地点	8115の地点から	99度26分48秒	21.751mの地点
8131の地点	8130の地点から	124度53分03秒	20.017mの地点
8132の地点	8131の地点から	140度36分53秒	21.031mの地点
8116の地点	8132の地点から	134度40分52秒	20.452mの地点
8117の地点	8116の地点から	122度34分00秒	20.001mの地点
8133の地点	8117の地点から	106度29分25秒	20.817mの地点
8134の地点	8133の地点から	121度12分20秒	19.988mの地点
8118の地点	8134の地点から	141度20分35秒	21.165mの地点
8119の地点	8118の地点から	121度58分05秒	20.000mの地点
8120の地点	8119の地点から	116度19分32秒	20.107mの地点
8135の地点	8120の地点から	82度13分27秒	26.113mの地点

(3) 面積

13,166.47 m²

その2

(1) 位置

新潟県佐渡市住吉60番地3から同市住吉85番地2に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち8070の地点から8069の地点までを順次結ぶ平成25年春分の満潮位（D.L.+0.20m）における公有水面との境界線、8069の地点から8137の地点までを順次直線で結んだ平成25年春分の満潮位（D.L.+0.20m）における公有水面と陸地との境界線、及び8070の地点と8137の地点とを結ぶ平成25年春分の満潮位（D.L.+0.20m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

8070の地点	佐渡市住吉60番地3地先基準点（北緯38度04分19秒、東経138度27分04秒）から264度53分22秒		
	2.859mの地点		
8066の地点	8070の地点から	302度24分44秒	4.851mの地点
8065の地点	8066の地点から	302度24分47秒	20.001mの地点
8069の地点	8065の地点から	302度22分22秒	11.292mの地点
8136の地点	8069の地点から	140度08分42秒	11.867mの地点
8137の地点	8136の地点から	118度14分27秒	20.050mの地点

(3) 面積

83.55 m²

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市原黒23番地4から同市原黒1番地2を経て同市住吉84番地1に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち305の地点から304の地点までを順次結んだ線、及び304の地点と305の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域。

305の地点	佐渡市住吉60番地3地先基準点（北緯38度04分19秒、東経138度27分04秒）から289度36分56秒		
	10.545mの地点		
189の地点	305の地点から	302度33分05秒	20.682mの地点
188の地点	189の地点から	302度24分39秒	20.001mの地点
187の地点	188の地点から	306度22分59秒	20.053mの地点
186の地点	187の地点から	303度09分14秒	20.002mの地点
185の地点	186の地点から	298度39分50秒	20.039mの地点
184の地点	185の地点から	297度58分32秒	20.056mの地点
183の地点	184の地点から	300度41分28秒	20.007mの地点
182の地点	183の地点から	313度23分02秒	20.385mの地点
181の地点	182の地点から	306度28分19秒	19.807mの地点
180の地点	181の地点から	289度27分20秒	20.539mの地点
179の地点	180の地点から	301度04分40秒	20.008mの地点
178の地点	179の地点から	310度24分04秒	20.187mの地点
177の地点	178の地点から	305度12分08秒	20.020mの地点
176の地点	177の地点から	305度00分14秒	20.018mの地点
175の地点	176の地点から	299度45分52秒	20.025mの地点
174の地点	175の地点から	299度44分06秒	20.025mの地点
173の地点	174の地点から	310度47分37秒	20.206mの地点
172の地点	173の地点から	303度24分00秒	20.002mの地点
171の地点	172の地点から	293度58分57秒	20.228mの地点
170の地点	171の地点から	302度41分11秒	20.000mの地点
169の地点	170の地点から	302度08分20秒	20.001mの地点
168の地点	169の地点から	304度34分29秒	20.011mの地点
167の地点	168の地点から	300度15分11秒	20.017mの地点
166の地点	167の地点から	303度11分57秒	20.002mの地点
165の地点	166の地点から	307度35分58秒	20.076mの地点
164の地点	165の地点から	303度44分32秒	19.204mの地点
163の地点	164の地点から	303度29分03秒	18.910mの地点
162の地点	163の地点から	305度49分10秒	18.916mの地点
161の地点	162の地点から	305度02分22秒	18.952mの地点
160の地点	161の地点から	307度00分49秒	18.973mの地点
159の地点	160の地点から	307度41分17秒	19.018mの地点
158の地点	159の地点から	316度20分55秒	19.019mの地点
157の地点	158の地点から	318度10分35秒	18.988mの地点
156の地点	157の地点から	314度16分56秒	20.658mの地点

155の地点	156の地点から	315度01分37秒	20.943mの地点
154の地点	155の地点から	315度17分08秒	20.990mの地点
247の地点	154の地点から	319度37分02秒	20.344mの地点
248の地点	247の地点から	310度09分32秒	9.527mの地点
249の地点	248の地点から	220度11分18秒	17.821mの地点
250の地点	249の地点から	291度58分53秒	0.532mの地点
251の地点	250の地点から	310度09分31秒	15.936mの地点
252の地点	251の地点から	220度07分20秒	12.399mの地点
253の地点	252の地点から	230度37分01秒	2.153mの地点
254の地点	253の地点から	243度56分32秒	2.072mの地点
255の地点	254の地点から	253度54分33秒	2.165mの地点
256の地点	255の地点から	269度06分40秒	2.127mの地点
257の地点	256の地点から	288度18分28秒	2.136mの地点
258の地点	257の地点から	299度07分45秒	2.089mの地点
151の地点	258の地点から	309度47分25秒	6.744mの地点
201の地点	151の地点から	219度46分46秒	7.010mの地点
259の地点	201の地点から	129度46分29秒	6.918mの地点
260の地点	259の地点から	135度53分25秒	2.093mの地点
261の地点	260の地点から	151度10分56秒	2.139mの地点
262の地点	261の地点から	168度16分06秒	2.105mの地点
263の地点	262の地点から	184度05分49秒	2.156mの地点
264の地点	263の地点から	200度29分21秒	2.108mの地点
265の地点	264の地点から	214度55分07秒	1.087mの地点
266の地点	265の地点から	220度06分23秒	9.027mの地点
267の地点	266の地点から	129度50分11秒	14.001mの地点
268の地点	267の地点から	82度00分40秒	10.325mの地点
269の地点	268の地点から	156度44分00秒	4.539mの地点
270の地点	269の地点から	151度43分24秒	4.522mの地点
271の地点	270の地点から	148度15分22秒	3.855mの地点
272の地点	271の地点から	143度39分03秒	6.140mの地点
204の地点	272の地点から	140度39分29秒	6.139mの地点
273の地点	204の地点から	136度39分07秒	4.097mの地点
274の地点	273の地点から	130度32分50秒	9.891mの地点
205の地点	274の地点から	129度31分08秒	5.552mの地点
206の地点	205の地点から	129度42分59秒	19.581mの地点
207の地点	206の地点から	127度21分09秒	19.873mの地点
208の地点	207の地点から	125度45分27秒	20.626mの地点
209の地点	208の地点から	125度45分00秒	20.464mの地点
210の地点	209の地点から	126度06分12秒	20.328mの地点
211の地点	210の地点から	126度08分59秒	20.241mの地点
212の地点	211の地点から	125度17分55秒	20.196mの地点
213の地点	212の地点から	125度40分36秒	20.161mの地点
214の地点	213の地点から	123度26分39秒	20.155mの地点
215の地点	214の地点から	122度48分20秒	20.106mの地点
216の地点	215の地点から	123度17分03秒	20.002mの地点
217の地点	216の地点から	123度25分43秒	20.002mの地点
218の地点	217の地点から	123度37分41秒	20.004mの地点
219の地点	218の地点から	123度08分42秒	20.001mの地点
220の地点	219の地点から	123度17分08秒	20.001mの地点
221の地点	220の地点から	122度49分38秒	20.000mの地点
222の地点	221の地点から	123度42分56秒	20.005mの地点

223の地点	222の地点から	122度37分34秒	20.000mの地点
224の地点	223の地点から	122度35分57秒	20.000mの地点
225の地点	224の地点から	124度06分54秒	20.007mの地点
226の地点	225の地点から	123度49分59秒	20.004mの地点
227の地点	226の地点から	122度25分30秒	20.000mの地点
228の地点	227の地点から	123度27分29秒	20.003mの地点
229の地点	228の地点から	122度15分09秒	20.000mの地点
230の地点	229の地点から	124度01分57秒	20.007mの地点
231の地点	230の地点から	123度25分43秒	20.002mの地点
276の地点	231の地点から	121度23分32秒	8.439mの地点
277の地点	276の地点から	212度14分49秒	2.037mの地点
278の地点	277の地点から	122度14分54秒	2.800mの地点
279の地点	278の地点から	32度13分49秒	2.079mの地点
232の地点	279の地点から	121度23分30秒	8.818mの地点
233の地点	232の地点から	124度02分34秒	20.010mの地点
234の地点	233の地点から	122度29分45秒	20.000mの地点
235の地点	234の地点から	122度36分34秒	20.000mの地点
236の地点	235の地点から	122度38分20秒	20.000mの地点
237の地点	236の地点から	122度35分00秒	20.001mの地点
238の地点	237の地点から	122度24分30秒	20.000mの地点
239の地点	238の地点から	126度53分48秒	20.066mの地点
240の地点	239の地点から	124度11分08秒	20.012mの地点
241の地点	240の地点から	110度42分32秒	20.412mの地点
280の地点	241の地点から	118度35分24秒	16.454mの地点
281の地点	280の地点から	207度48分51秒	0.144mの地点
282の地点	281の地点から	117度50分43秒	0.801mの地点
283の地点	282の地点から	27度38分46秒	0.142mの地点
242の地点	283の地点から	117度38分42秒	2.847mの地点
284の地点	242の地点から	117度38分14秒	6.310mの地点
285の地点	284の地点から	206度43分56秒	0.153mの地点
286の地点	285の地点から	116度43分30秒	0.801mの地点
243の地点	286の地点から	117度48分35秒	13.216mの地点
193の地点	243の地点から	28度43分33秒	9.750mの地点
192の地点	193の地点から	300度13分58秒	19.785mの地点
287の地点	192の地点から	301度56分44秒	10.950mの地点
288の地点	287の地点から	31度28分59秒	3.500mの地点
289の地点	288の地点から	302度22分20秒	5.680mの地点
191の地点	289の地点から	310度29分48秒	3.323mの地点
290の地点	191の地点から	263度41分37秒	1.120mの地点
291の地点	290の地点から	204度54分51秒	2.360mの地点
292の地点	291の地点から	268度37分49秒	0.460mの地点
293の地点	292の地点から	300度18分57秒	3.685mの地点
298の地点	293の地点から	349度39分40秒	11.272mの地点
299の地点	298の地点から	23度26分42秒	3.541mの地点
300の地点	299の地点から	294度19分04秒	1.277mの地点
301の地点	300の地点から	24度08分21秒	6.319mの地点
302の地点	301の地点から	294度22分40秒	1.289mの地点
303の地点	302の地点から	24度17分26秒	6.683mの地点
304の地点	303の地点から	293度46分15秒	1.275mの地点

(3) 面積

36,049.37m²

5 埋立地の用途

海岸護岸用地並びに道路用地

用途	配置	規模
道路用地	埋立地の陸側	約 0.25 ha
海岸護岸用地	埋立地の海側	約 1.07 ha

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人自立生活センター新発田
- 3 代表者の氏名
高木 浩久
- 4 主たる事務所の所在地
新発田市大栄町1丁目2番5号

5 定款に記載された目的

この法人は、新発田市民及びその周辺住民に対して、「障害者」が自立した生活を営むために必要な事業を行い、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑦ (略) ⑧ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> に基づく障害福祉サービス事業 ⑨ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> に基づく一般相談支援事業 ⑩ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> に基づく特定相談支援事業 ⑪ <u>児童福祉法</u> に基づく障害児相談支援事業 ⑫ (略)	(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑦ (略) ⑧ <u>障害者自立支援法</u> に基づく障害福祉サービス事業 ⑨ <u>障害者自立支援法</u> に基づく相談支援事業 ⑩ (略)

<p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>活動予算並びにその変更</u></p> <p>(5) 事業報告及び<u>活動決算</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p>(2) <u>前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u></p> <p>(3) <u>総会の決議があったものとみなされた日</u></p> <p>(4) <u>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支予算並びにその変更</u></p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>
--	---

毒物劇物取扱者試験の実施について（公告）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成25年7月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 試験日時

平成25年10月14日（月）

午後1時20分から2時40分まで

2 試験会場

新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学 総合教育研究棟

3 試験の種類**(1) 一般**

毒物劇物の全品目を取り扱う責任者

(2) 農業用品目

農業上必要な毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者

(3) 特定品目

限定された毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者

4 試験の内容

試験科目は次に掲げるものとし、試験の方法は筆記方式とする。

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

エ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験資格

年齢、学歴、経験等は問わない。

6 受験手続**(1) 提出書類**

ア 受験願書

イ 受験願書データ

ウ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ（4.5cm×3.5cm）のものを写真用台紙に貼り、必要事項を記入する。

エ 受験票

写真用台紙の裏面の記入上の注意に従い、必要事項を記入する。

(2) 受験手数料

10,500円を新潟県収入証紙により納付する。（新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。）

(3) 受験願書の受付期間

平成25年8月5日（月）から8月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、8月23日（金）の消印まで有効とする。

(4) 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所

7 受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票（はがき）を受験者あてに送付する。

8 合格発表及び合格証の交付**(1) 合格発表**

平成25年11月15日（金）午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市保健所及び県のホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/>）において、合格者の受験番号を発表する。

(2) 合格証の交付

合格証は、平成25年11月15日（金）午前9時以降、受験願書を提出した場所で交付する。

9 試験結果の開示

受験者本人から試験結果について口頭による開示請求があった場合、次により開示する。

(1) 開示する項目

科目別得点、総合得点

(2) 開示請求の受付期間

平成25年11月15日（金）から12月12日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 開示請求の受付場所

受験願書を提出した場所（ただし、新潟県福祉保健部医務薬事課においては、全受験者の開示請求を受け付ける。）

10 その他

(1) 受験願書等は、平成25年7月16日（火）から新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付も行うが、締切りは8月16日（金）までの必着分とする。

(2) 受験願書提出後の試験の種類の変更は認めない。

(3) 一旦納付した手数料は、返還しない。

(4) 試験当日、受験者は試験会場の構内には駐車できない。公共交通機関等を利用すること。

(5) 試験方法は筆記方式によるので、HB又はBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参すること。

(6) 試験についての講習会は、県では実施しない。

(7) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部又は新潟市保健所にすること。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長村越朋から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成25年7月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 要求事項

人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求

2 期間

平成25年7月10日午前0時以降本問題解決まで

3 場所

日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場

4 概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、糸魚川都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年7月9日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 公聴会の日時

平成25年8月8日（木）午後2時から

2 公聴会の開催場所

糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市役所 203・204会議室

3 事案の概要

別紙－1「糸魚川都市計画道路の変更（新潟県決定）糸魚川地域」及び別紙－2「糸魚川都市計画道路の変更（新潟県決定）青海地域」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県糸魚川地域振興局地域整備部計画調整課及び糸魚川市産業部都市整備課において、7月19日(金)まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

糸魚川市の住民

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び糸魚川市長宛の書面を、公述申出先へ提出することにより行う。

7 公述申出期限

平成25年7月19日(金)(必着のこと。)

8 公述申出先及び問合せ先

(1) 糸魚川市南押上1丁目15番1号(〒941-0052)

新潟県糸魚川地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-553-1969

(2) 糸魚川市一の宮1丁目2番5号(〒941-8501)

糸魚川市産業部都市整備課

電話 025-552-1511

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の30名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する糸魚川市決定の都市計画道路の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べるることができる。

糸魚川都市計画道路の変更（新潟県決定） 糸魚川地域

別紙一1



元	3・4・1号	糸魚川停車場線	L=約300m	2車線	W=20.0m
変更	3・4・1号	糸魚川停車場線	L=約300m	2車線	W=20.0m

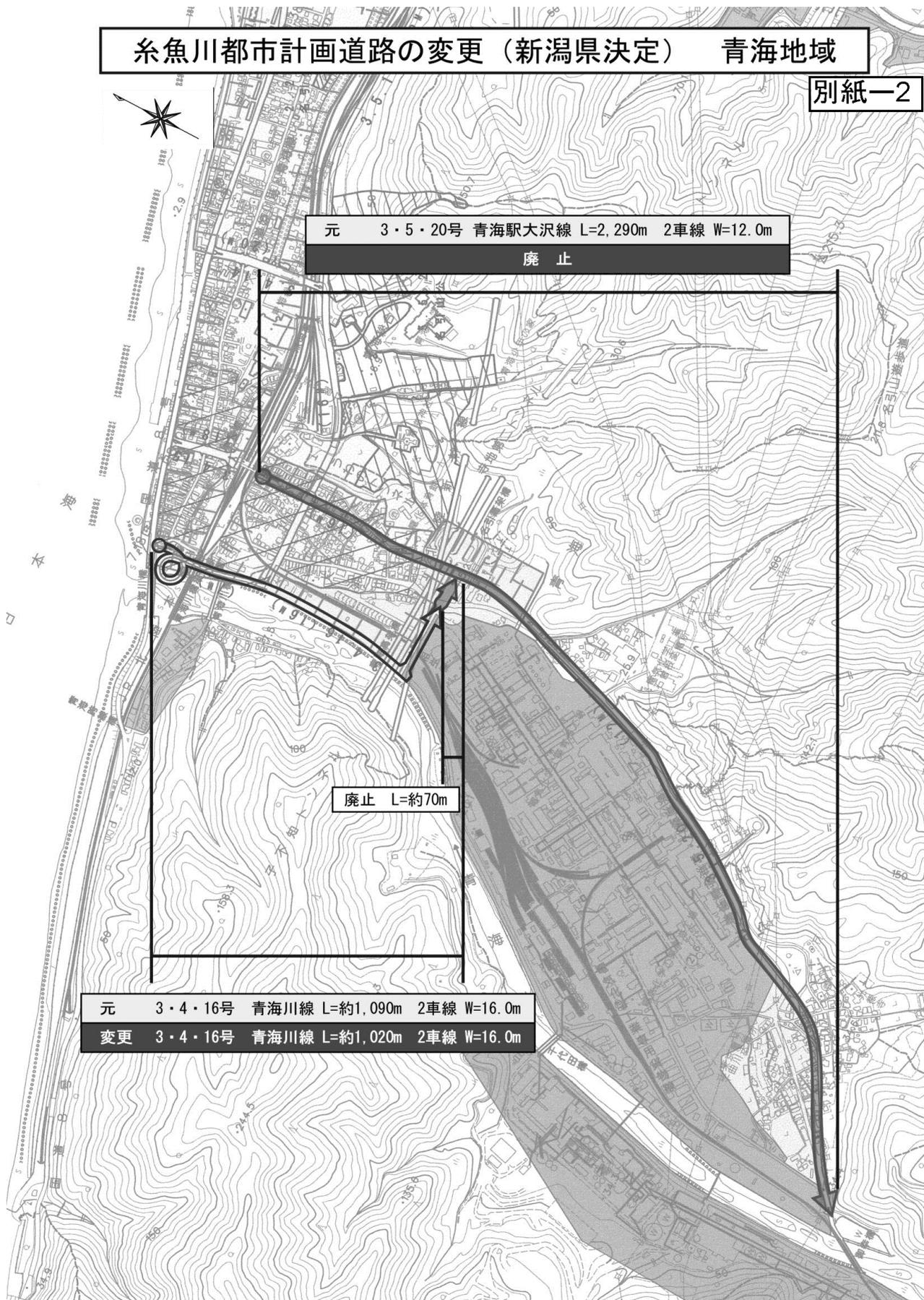
元 3・4・5号 南通り線 L=約2,910m 2車線 W=16.0m
廃止

交差点部 区域変更（2箇所）



糸魚川都市計画道路の変更（新潟県決定） 青海地域

別紙—2



病院局公告

新潟県立がんセンター新潟病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの結果について（公告）

新潟県立がんセンター新潟病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルについて、厳正に審査した結果、最優秀提案者を特定したので、次のとおり公告する。

平成25年7月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

- 1 最優秀提案者
日本電気株式会社
- 2 次点者
富士通株式会社新潟支社
- 3 実施公告日
平成25年4月9日

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年7月9日

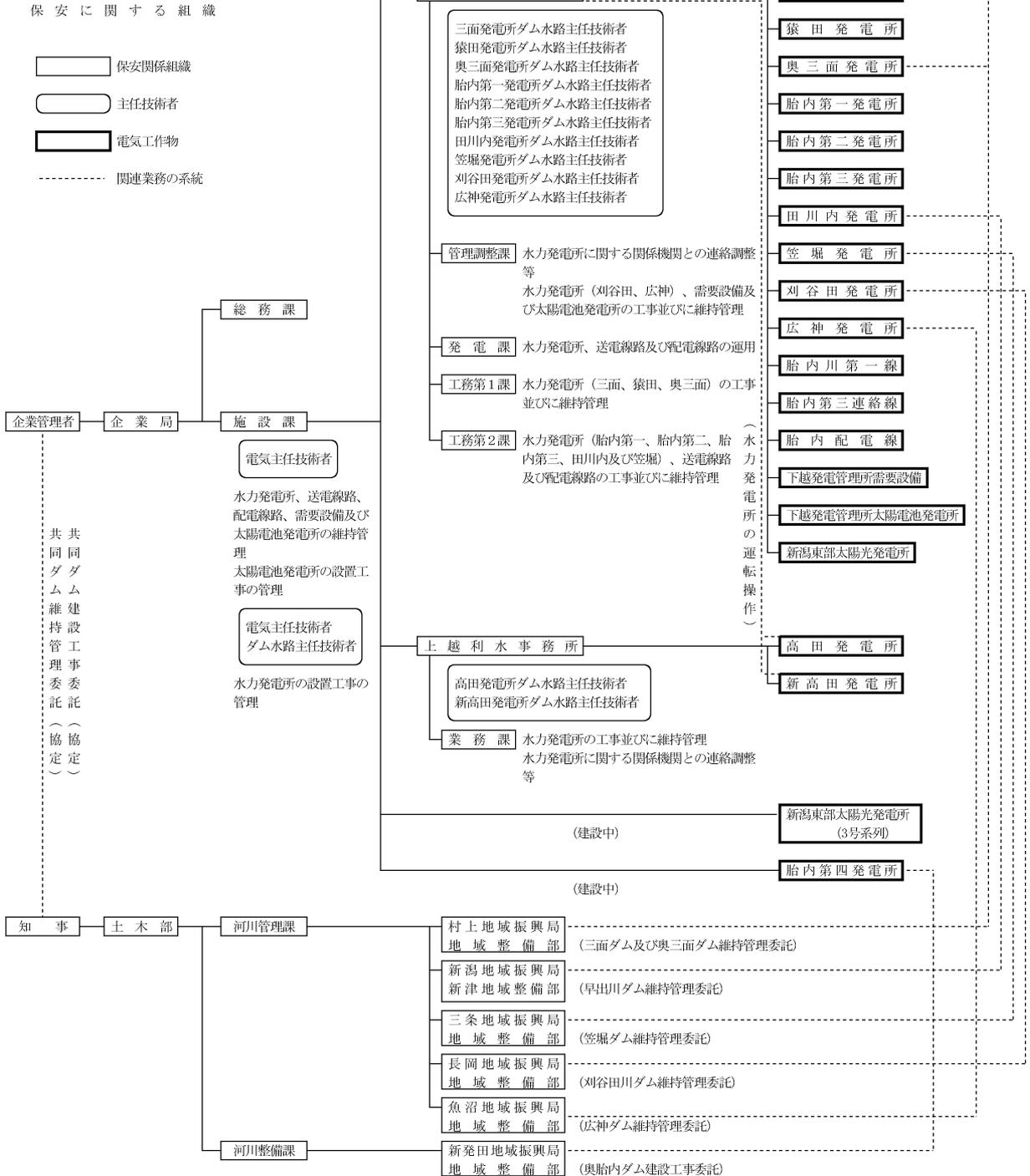
新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県電気事業の電気工作物保安規程(昭和61年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)



附 則

この規程は、平成25年7月11日から施行する。

正 誤

平成25年6月21日付け新潟県告示第818号（土地改良工事の工事完了届）中

ページ	行	誤	正
4	17	三面川左岸土地改良区	三面川沿岸土地改良区